⑧お知らせ

農業委員会からのお知らせ

令 和

6

住宅除却

閻 農業委員会事務局 ☎0952−75−4831

転用などの審議や農業委員会活動方針の決定を行 1名について次のとおり決まりました。 います。昨年8月から欠員となっていた農業委員 農業委員は主に、農地の貸し借りや売買、 農地

【農業委員(1人)】 北島 きたじま 正章(桐野)



の任命辞令を受けられる

多久市では、

市民の安全を守

過 環境課 空き家・空き地対策係

の受付開

北島正章氏

ミュニティ助成事業の紹介

▲羽佐間区公民館

羽佐間区自治会

○コミュニティセンターの建設及び備品の整備

公民館が老朽化し雨漏りや建具等に隙間が発

割も果たすことが期待されます。

で安全な自治会活動を行えるようになりました。

また、災害時などの緊急避難場所としての役

生していましたが、

新築したことにより、快適

一補助の対象となる要件

が必要です。 次の項目をすべて満たすこと

○「不良住宅*」と多久市が認め

○個人が所有する空き家または 空長屋であること

したコミュニティ助成事業を実施し して宝くじの受託事業収入を財源と

宝くじの社会貢献広報の一環と 般財団法人自治総合センターで

佐間区自治会)の取り組みを紹介し を受けた5事業のうち、1事業(羽 ています。今回は令和5年度に採択

○公共事業などによる移転、建 ないこと 替えの補償の対象となってい

○除却に対して他の補助金を受 けていないこと

※「不良住宅」とは、 建築物の部分でその構造または 住の用に供される建築物または)多久市内の業者に発注するエ 事であること 主として居

> 区改良法第2条第4項) 適当なものをいいます。(住宅地 住の用に供することが著しく不 設備が著しく不良であるため居

|補助金の対象となる人

○暴力団員等でないこと ○対象空き家または空長屋の所)市税等を滞納していないこと 有者またはその法定相続人

補修する費用までを補助対象とし 却工事費用と隣接する住戸の壁を の除却費用の一部を補助します。 不良な「空き家」または「空長屋」 的に、建物の構造や設備が著しく り、住環境の保全を図ることを目

「空長屋」の除却に際しては除

される際には、 事前調査申請書を市に提出くださ を提出してください。 定が必要です。 い。また、事前調査申請書を提出 たは所在地が分かるくわしい地図 補助を受けるには市の調査・認 受付期間内に必ず 物件の外観写真ま

《事前調査申請書の受付期間》 5月7日伙から6月28日俭まで

